

(介護老人福祉施設) わかたけ富岡 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若竹大寿会が開設する わかたけ富岡（以下「施設」という）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、施設において入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活が営めるよう支援する。

2 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名 称 わかたけ富岡
- 二 所在地 神奈川県横浜市金沢区富岡東2-1-5

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 一 施設長 1人
常勤兼務にて法人全体及び該当事業所の運営全般を管理する。
- 二 医師 必要数（非常勤兼務職員 0. 1人以上）
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 2人以上（常勤兼務職員 2人以上）
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- 四 介護支援専門員 1. 8人以上（常勤兼務職員 1. 8人以上）
施設サービス計画の作成等を行う。
- 五 介護職員 46. 5人以上（常勤兼務職員 40人以上、
非常勤兼務職員 6. 5人以上）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 六 看護職員 5. 5人以上（常勤兼務職員 2人以上、
非常勤兼務職員 3. 5人以上）

- 利用者の保健衛生及び看護業務を行う。
- 七 管理栄養士 1人以上（常勤兼務職員 1人以上）
特別食及び一般食の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養管理指導等を行う。
- 八 歯科衛生士 1. 8人以上（常勤又は非常勤兼務職員 1. 8人以上）
利用者の口腔衛生を保つ為のケアを行う。
- 九 調理員 10. 3人以上（常勤兼務職員 5人以上
非常勤兼務職員 5. 3人以上）
利用者の食事の調理、配膳を行う。
- 十 機能訓練指導員 2人以上（常勤兼務職員 2人以上）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- 十一 事務職員 4. 2人以上（常勤兼務職員 3人以上、
非常勤兼務職員 1. 2人以上）
必要な事務を行う。
- 十二 サポートスタッフ、クリーンスタッフ 7. 7人以上（
非常勤兼務職員 7. 7人以上）
利用者の日常生活の間接援助業務、各場所の清掃業務等を行う。
- 十三 介助員 2. 4人以上（非常勤兼務職員 2. 4人以上）
利用者の送迎、施設の營繕業務等を行う。

第3章 入居定員

（入居定員）

第5条 施設の入居定員は、134人とする。（他ショートステイ10人）

（定員の順守）

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

第4章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（入退所）

第8条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対して、サービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供

対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

- 5 介護サービスの提供にあたっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

- 第12条 施設において入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ適切な技術を持って行う。
- 2 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じてそれぞれの役割を持って行えるよう支援する。
 - 3 1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、または清拭する。
 - 4 心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 5 おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、適切におむつを交換する。
 - 6 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
 - 7 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
 - 8 入居者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第13条 食事の提供は、栄養、入居者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して共同生活室で行うよう努める。

(相談及び援助)

- 第14条 入居者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第15条 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すると共に、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する
- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者またはその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
 - 3 常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保する。
 - 4 入居者の外出の機会を確保するように努める。

(機能訓練)

- 第16条 入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、また、その減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

- 第29条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所の記録の記載)

- 第30条 入居に際して、入居年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入居者に関する市町村への通知)

- 第31条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。
- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。
 - 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

- 第32条 入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。
- 2 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 従業者の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。
- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 繙続研修 年1回

(衛生管理等)

- 第33条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。

(協力病院等)

- 第34条 入院治療を必要とする入居者のために協力病院を定める。

(掲示)

- 第35条 施設内の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

- 第36条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさない。

2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

第44条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設の管理者と利用者との協議に基づいて定めたものとする。

附則

この規程は、平成14年 4月 1日より施行する。

平成14年10月16日改訂

平成16年11月26日改訂

平成17年10月 1日改訂

平成18年10月 1日改訂

平成19年10月 1日改訂

平成20年 1月 1日改訂

平成20年 5月 1日改訂

平成20年 6月 1日改訂

平成21年 4月 1日改訂

平成22年 8月 1日改訂

平成23年10月 1日改訂

平成24年10月 1日改訂

平成25年12月16日改訂

平成27年 4月 1日改訂

平成29年 4月 1日改訂

平成30年 8月 1日改訂

令和元年 10月 1日改訂

2023年 4月 1日改訂